社会福祉法人東員町社会福祉協議会　小地域福祉活動助成事業　実施要綱

（目的）
第１条 この要綱は、東員町社会福祉協議会 （以下「本会」という。）が、だれもが地域で安心して暮らすことができる町づくりを推進する自治会活動を共同募金配分金を活用して助成するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象事業）
第２条 助成対象は、東員町が認める自治会が実施する次に掲げる事業とする。
（１）地域住民の福祉向上に関する事業
（２）（１）の活動を実施するための会議・研修
（３）その他、本会会長が必要と認める活動
２ 当該年度内に実施完了する事業に対して助成する。

（助成対象経費）
第３条 助成の対象となる経費は、自治会が対象事業を実施するために直接要する経費であって、次の各号に定めるものとする。
（１）活動経費（消耗品費、会議費、研修費、備品購入費、借り上げ料等）
（２）講師・公演謝礼金
（３）その他、本会会長が必要と認める経費
２ ただし、以下に該当する経費は対象外とする。
（１）自治会役員・自治会員の人件費
（２）通信費（携帯の電話代など公私の区別が付きにくいもの）
（３）その他、本会が適切でないと認めた経費

（助成額）
第４条 助成額は、下表に掲げる金額を上限とし、予算の範囲内で会長が決定する。ただし、三重県共同募金会が定める目標額を超える募金額となった場合は、上限額を1.5倍とする。

前年度の戸別募金額	助成上限額
20,000～49,999円	10,000円
50,000～99,999円	15,000円
100,000～149,999円	20,000円
150,000～199,999円	25,000円
200,000～249,999円	30,000円

（助成金の申請）
第５条 助成を受けようとする自治会は、次の各号に掲げる書類を別に定める期日までに本会会長に提出しなければならない。
（１）助成金交付申請書（第１号様式）
（２）その他、本会が必要とする書類

（その他）
第６条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

＜第1号様式＞

年　　月　　日

社会福祉法人
東員町社会福祉協議会長　様

令和　　年度小地域福祉活動助成金交付申請書兼請求書

下記のとおり助成金の交付を受けたいので、申請します。

申請者	自治会名	
	自治会長名	自治会長印
	自治会長の連絡先	TEL　　携帯電話 E-mail
助成申請額		円 （前年度の共同募金戸別募金額を第 4 条の表に当てはめてください） ※昨年の募金額が不明の場合は、社会福祉協議会事務局までお問い合わせください。
助成対象事業		事業名 事業内容

※積算根拠となる書類を添付してください。

＜**振込先**＞

振込先金融機関名	銀行　農協 信金　労金	本店　支店 出張所
口座番号	普通　No.	
ふりがな		

口　座　名　義	

＜助成対象事業の具体例＞

・災害時安否確認のための確認旗作成（無事であることを示す旗を作成）

・災害時たすけあいマップの作成

・地域の子どもによる一人暮らし高齢者の訪問（お花とメッセージカード）

・登下校見守り活動（のぼり旗やベストの作成）

・認知症あんしんサポーター講座の開催（講師謝礼　消耗品）

・一人暮らし高齢者向け交流会

・世代間交流ができるスポーツ大会（グランドゴルフ大会等）

・地域一斉清掃作業

・地域の方がいつでも集うことができる居場所づくり

・資源ゴミ　粗大ゴミを自分で出すことができない方への手助け事業

・地域の要支援高齢者等の買い物支援

・高齢者の健康づくり教室

・地域の要支援高齢者等の通院支援

・地域の要支援高齢者等の見守り訪問

・身近な地域で子育て中のお母さんやお父さんが気軽に集える「子育てサロン」の開催

・地域の高齢者施設でのサロンの開催